

令和5年度

長南町まちづくり計画図作成業務委託
公募型プロポーザル方式業者選定実施要領

令和5年5月

長南町企画財政課

1. 趣旨

この要領は、長南町まちづくり計画図作成業務の委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザルの応募に必要な手続き等を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

長南町まちづくり計画図作成業務委託

(2) 業務内容

別紙「長南町まちづくり計画図作成業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月25日までとする。

(4) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約とし、提出書類及びプレゼンテーションを審査会において評価し、評価結果が最も高い者を委託契約候補者として選定する。

(5) 提案上限額

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザル実施スケジュール

1. 公告（公募開始）	令和5年5月1日（月）
2. 質問書受付期間	令和5年5月1日（月）～ 5月15日（月）
3. 公募申請受付期間	令和5年5月12日（金）～ 5月26日（金）
4. 審査会（プレゼンテーション）実施日	令和5年6月2日（金）
5. 審査結果通知	令和5年6月7日（水）

4. 参加資格要件

(1) 申込資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務に参画する意欲を持ち、公益に資する意思を持って業務にあたるとともに、以下の要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- ③ 政治資金規正法第3条に規定する政治団体あるいは宗教法人法第2条に規定する宗教団体に該当しない者
- ④ 長南町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止又は長南町契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年4月1日制定）に基づく指名除外を受けていない者
- ⑤ 租税（国税及び地方税）を完納している者
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を超過しない者、又は前6か月以内に手形もしくは小切手を不渡りがない者

（2）提出書類

- ① 公募型プロポーザル方式業者選定参加申込書（様式第1号）1部
- ② 企画提案書（様式第2号）10部 ※任意様式でも可
- ③ 経費の概算見積書（任意様式）1部
- ④ 業務実績表（様式第3号）10部
- ⑤ 登記事項証明書（法人の場合）1部
- ⑥ 国税及び地方税の納税証明書 1部
- ⑦ 代表者の身分証明書（法人以外の場合）1部
- ⑧ 会社概要または会社概要に準ずるパンフレット等（法人の場合） 10部
- ⑨ 業務の実施体制表（様式第4号）10部

（3）提出方法

持参又は郵送によること。持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

（4）提出期限

令和5年5月26日（金）必着

（5）失格事項

申込者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 参加資格条件をすべて満たしていない場合

- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 提出書類及び説明内容等に虚偽の内容があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 実施要領及び担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(6) 参加申込みの辞退

申込者が本プロポーザルの申込みを辞退する場合は、申込辞退届（任意様式）を町に提出するものとする。

5. 質問書及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第5号）により事務局あて電子メールで送信し、送信後は必ず事務局に確認の電話連絡を行うこと。

(2) 受付期間

令和5年5月1日（月）～5月15日（月）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問又は回答が質問者の提案事項に関する個別的な内容の場合は、質問者に対してのみ回答することとし、共通事項に関する内容の場合は、長南町ホームページに掲載する。（事務局において軽微と判断した場合は除く。）

6. 審査会における企画提案のプレゼンテーション

(1) 開催日時

令和5年6月2日（金）（時間は別途通知する。）

(2) 開催場所

長南町役場 庁舎2階 第1会議室

(3) 所要時間

1事業者につき30分（説明20分程度、質疑10分程度）

7. 評価方法及び評価基準等

(1) 評価及び結果通知の方法

審査会において、次項（2）に掲げる基準に基づく評価を行い、委託契約候補者を決定した後、結果を申込者に文書により通知する。その際、他者の提案及び評価内容は一切公開しない。

なお、審査会は長南町建設工事等指名業者選定審査会と同一の組織構成と

し、副町長を委員長、総務課長、企画財政課長、産業振興課長、建設課長、ガス課長の5名を委員として、合計6名により審査を行うこととする。

(2) 審査項目及び評価基準

審査基準	評価内容	配点
1. 事業目的との整合性	事業目的の趣旨に合致した提案内容か	10
2. 専門性・情報量	業務遂行に必要な専門知識、経験、情報量及び情報発信力を有するか	10
3. 実施体制	業務遂行に必要な能力を有する者を十分な人数で配置できるか	10
4. 提案の妥当性	事業計画の内容とスケジュールは適正か	10
5. 提案の実現性	長南町の地域特性等を加味した実現可能な計画内容であるか	10
6. 情報発信の内容	雇用創出、移住定住促進に必要なPR、情報発信が盛り込まれているか	10
7. 見積金額	適正な経費の積算により見積額を算出しているか	10
8. 事業実績	本業務と同種の業務を受託した実績、成果を有するか	10
9. 積極性・意欲	目的達成に向けて取り組む積極的な姿勢を感じるか	10
10. 期待度	目的を達成し十分な成果が期待できるか	10

(3) 留意事項

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は申込者の負担とする。
- ② 提出書類は一切返却しない。
- ③ 提出書類は今回の選定以外の目的には使用しない。なお、長南町情報公開条例に基づく公開請求により公開することがある。その場合、個人情報等については公開対象から除く。
- ④ 審査内容について、一切の異議申し立てはできないものとする。

(4) 問合せ及び提出先

〒297-0192

千葉県長生郡長南町長南2110番地

長南町企画財政課企画政策係

E-mail kikaku@town.chonan.lg.jp

電 話 0475-46-2113
FAX 0475-46-1214